

開拓コース及び躍進コースに係るFAQ（随時更新していきます。）

	問No.	質問	回答
事業全般について	1	【共通】技術シーズの持ち主は、必ずチーム員として参画しなければならないのか。	【躍進】必ずしもチーム員（助成事業の実施体制上の研究員）として参画する必要ありません。助成事業を遂行する上で必要な技術シーズは、助成事業者が支障なく利用でき、かつ、事業終了後の事業化にも支障が無く利用できることが必須となります。 【開拓】対象となる技術シーズを探索することも許容していますので、チーム員としての参画は必須ではありません。
	2	【共通】技術シーズは必ず応募代表者が持っていなければならないか。	【共通】応募代表者が持っている必要はありません。（コース毎の対応は①の回答のとおり。）
	3	【共通】同一の研究開発課題で、科研費等、他の補助金の交付を受けている場合（または受けようとしている場合）、留意すべき点は何か。	【躍進】既に他の補助金等の交付を受けている場合、応募の内容（開発課題や開発内容等）を確認し、同一のものと判断した場合には、重複排除の観点から採択を行わない場合があります。また、受けようとしている場合には、どちらを選択するのか確認させていただきます。 【開拓】交付資金の性質上、重複排除の対象ではありませんが、上述の対応と同様となります。
	4	【共通】NEP事業で交付された資金を活用し、大学等の設備を用いて研究して良いか。また、その設備使用料は資金から拠出可能か。	【共通】NEP事業で必要であれば、大学等の内規に基づき、大学等において研究をしていただくことは可能です。また、その際に設備使用料が必要であれば、交付した資金を使用することも可能です。
	5	【共通】事業終了後、交付された資金で取得した資産の扱いはどうなるのか。	【躍進】取得した時点でその所有権は助成事業者に帰属しますが、補助金適正化法等に基づき、当該資産に対し処分制限がかかり、助成事業者として適切に管理していただく必要があります。 【開拓】取得した時点でその所有権は購入者に帰属します。なお、処分制限はかからないため、事業終了後は購入者の判断で処分していただくことは可能です。
	6	【共通】応募に当たり、技術シーズについて特許などの知財を取得している必要はあるか。	【共通】技術シーズについて、特許等の知財を取得している必要はありません。
	7	【共通】特許取得前の情報など、機密性の高い情報を含めてARやカタライザーに相談することや、報告会で発表する場合、当該情報の秘密は守られるのか。	【共通】ARやカタライザーについては、業務中に知り得た秘密の漏洩や盗用等を行わない旨、委嘱時に承諾させていただきます。また、一般公開されていない報告会については、参加者には守秘義務が課せられ、その会で知り得た情報を他に漏らさない旨の誓約を事前にいただいた上で参加することになっています。一般公開されている報告会については、発表内容についてご自身でご判断ください。
	8	【共通】事業期間中に、アイデアの特定部分を軸足としてそれ以外の部分を変更（ピボット）することはできるか。	【共通】所定の変更手続き等を行うことにより、認められる場合があります。事前にNEDO担当者にご相談ください。
	9	【開拓】個人で応募し、採択され、その後の事業期間中に、法人を設立した場合、事業中止となるのか。	【開拓】開拓コースは、個人・チームでの応募を要件としており、事業期間中の法人設立は想定しておりません。設立が必要な場合には、事前にNEDO担当者にご相談ください。
	10	【共通】SVrとは何か。	【共通】「ディープテック・スタートアップ界の起業家トップランナー、ならびにディープテック・スタートアップ支援におけるトップランナー。」として本事業全体の統括、事業に対する助言、ARの統括などを行う者です。
	11	【開拓】若手の応募者は審査で加点するとのことだが、応募者がチーム（複数メンバー）の場合、誰の年齢を加点対象として判断するのか。	【開拓】審査時点の応募代表者の年齢で判断します。
	12	【開拓】応募時点で必ず起業する意思が無いと、応募できないのか。	【開拓】応募時点では必要ではありません。本コースは、起業を視野に入れながら技術シーズを活用したアイデアの実現可能性に関する調査を行ってもらうこととしています。
	13	【開拓】FRは確定申告が必要か。	【開拓】必要です。本事業でFRに対して支払われる謝金については、一時所得として整理されます（所得税法第34条第一項）。源泉徴収税額の一部が還付される場合もありますので、確定申告を忘れず実施してください。なお、FRが被扶養者の場合、得た謝金の額によっては、所得税や社会保険で定める扶養の範囲を超える可能性があります。
応募・審査について	14	【共通】海外からの留学生も本事業に応募可能か。	【躍進】可能です。ただし、その事業実施場所が日本国内で、滞在及び就労要件を満たし、かつ日本国内で法人を設立することが条件となります。 【開拓】可能です。ただし、その事業実施場所が日本国内で、滞在及び就労要件を満たしていることが条件となります。
	15	【共通】海外留学生が本事業に採択された後、事業実施中に諸般の事情により、帰国しなければならない場合でも、本事業を続けられるのか。	【共通】チームで応募しており、他のチーム員が海外留学生が抜けた分をカバー出来るなど事業の継続に特段の支障が生じない場合には、事業の継続は可能です。
	16	【開拓】起業し法人の代表者となっているが、本コースに応募できるか。	【開拓】開拓コースにおいては、あくまで個人・チームを対象としており、法人の代表者等としての応募はできません。
	17	【共通】開拓コースと躍進コースへの併願は可能か。	【共通】同一の事業者が異なる技術シーズや研究開発課題で応募いただく場合、開拓コースと躍進コースへの併願は可能です。ただし、採択後に両コースを同時に行えるか、確認させていただきます。
	18	【開拓】面談審査では誰が出席すればよいか。	【開拓】提案者(チームの場合は代表者)のみが出席していただければ結構です。
	19	【開拓】過去にNEPタイプA[個人]に採択された者は応募可能か。	【開拓】公募要領に記載のとおり、本公募では応募不可と整理しています。
	20	【開拓】活用する技術シーズのレベルはどこまでを求めているか。	【開拓】求めている技術レベルは明示的にはありません。
	21	【開拓】応募者の中から、誰が採択者を選定するのか。	【開拓】本事業の運営事務局であるNEDOが定めた選考プロセスに則り、最終的にSVr等で構成する選考委員会にて審議、決定します。
	22	【開拓】FRは、ARを選ぶことはできるのか。また、その決定後変えることはできるのか。	【開拓】事業のスキーム上、ARが担当するFRを選ぶこととしています。また、事業期間中に変更する必要があるとSVrが判断した場合には、変更させていただきます場合があります。

い て	23	【躍進】 躍進Cの二次審査における「経営者面談」とは何か。	【躍進】 本事業の事務局より、助成事業の遂行に必要な資金の調達計画や、研究体制・人員などについてWEB面談等により確認させていただきます。
	24	【躍進】 採択決定後に交付申請書を作成する際、提案書に記載した開発内容を変更してもよいか。	【躍進】 提案内容を踏まえ採択を行ったので、基本的に変更することはできません。但し、採択条件が付されるなどの理由があれば、変更が可能となることもありますので、NEDO担当者に相談してください。
	25	【躍進】 「2. 応募要件」の躍進Cコースへの申請に必要な書類である「出資関心願/出資関心確認書」の提出にあたり留意点を教えて欲しい。	【躍進】 書面への押印は不要です。手書きによる作成、ワードによる作成、どちらでも結構です。また、出資関心確認書等の発信者は、VC等の代表者である必要はありませんが、出資検討を行うことができる責任者(役職者)としてください。
	26	【躍進】 2022年度にNEPタイプAに採択され、2023年1月末に事業を終了したが、今回の公募で躍進BやCに同じテーマで応募することは可能か。	【躍進】 NEPタイプA事業で得た知見及び成果等を継続的に次の段階に繋げるため、提案する事業の根幹となる“技術シーズ”は同じであっても、NEPタイプA申請時の事業内容（研究開発課題・取組）とは異なる、更に発展させた提案内容であれば、躍進BやCへの応募は可能です。なお、NEPタイプA採択時と同一の事業名称及び事業内容(NEPタイプAと同一のPOC等)にならないようご注意ください。
活 動 費 に つ い て	27	【開拓】 交付される資金の使途に制限はあるのか。	【開拓】 交付を受けたFRが、事業実施に必要な経費と判断されるのであれば、その使途は問いません。（研究開発費に限らず、旅費・交通費や資料購入費に、FRの判断で使用して構いません。）
	28	【開拓】 交付される資金は「月払い」とのことだが、どのように支払われるのか。	【開拓】 n月分の資金については、n月の活動実績をまとめ、ARの確認後、n+1月中旬に報告書としてセット、提出されたことを踏まえ、n+1月下旬にFRへ月額（定額）を資金として支払います。
助 成 金 ・ 助 成 対 象 に つ い て	29	【躍進】 助成金には、消費税分が含まれるのか。	【躍進】 免税事業者については、助成金に消費税分が含まれます。ただし、消費税の仕入税額控除を適用している課税事業者の方については、消費税は助成金に含まれません。 助成金の交付を受けて事業を実施する方が課税仕入れを行った場合、収入状況等によって異なりますが、確定申告の際に仕入税額が控除となることも想定されます。助成金に消費税額を含めると、控除によって還付を受けた場合、消費税額分の重複受給になるため、該当者への助成金には消費税額を含めない運用となっております。また、確定申告による還付額、実質的な応募者の負担額等については、課税/非課税会社かによっても、控除額が変わるため、詳細は税務署又は税理士等にご確認ください。
	30	【躍進】 躍進Aの場合、NEDOからの支払について後払いとあるが、自己資金が500万円必要という意味か。	【躍進】 助成事業者である個人の方については、基本的に運営管理法人が事業に必要な経費の支払を代行することから、多額の自己資金を用意していただく必要はありません。
	31	【躍進】 躍進Aにおいて助成対象外となる「処分制限財産」とは何か。	【躍進】 処分制限財産とは、「耐用年数が1年以上」でかつ「取得単価が税抜50万円以上」の機械装置等の資産のことを言います。なお、この処分制限財産については、補助金等適正化法に基づき一定期間管理義務が生じてしまうことから、躍進Aでは助成対象外としています。
	32	【躍進】 研究員の労務費は助成対象となるのか。	【躍進】 助成対象です。ただし、就業規則や給与規程等の整備などが必要です。詳細につきましては、以下の事務処理マニュアル（VI. 労務費）をご確認ください。 https://www.nedo.go.jp/content/100944573.pdf
	33	【躍進】 役員報酬は助成対象となるのか。	【躍進】 役員報酬は法人の利益分配といった性質にあたるものであるため、助成対象外としています。ただし、役員が従業員（部長等）を兼務し従業員給与が支給されている場合、研究員として本事業に直接従事されている労務費は助成対象になります。詳細につきましては、以下の事務処理マニュアル（VI. 労務費）をご確認ください。 https://www.nedo.go.jp/content/100944573.pdf
	34	【躍進】 助成金について「概算払い」は行ってくれるのか。	【躍進】 助成金の支払いは、事業終了後、確定検査を経た後に行う「精算払い」となります。ただし、助成事業者から希望があった場合には、事業者の資金繰り状況等を確認した上で、事業期間中においてほぼ毎月（事業最終月を除く）「概算払い」を行っています。